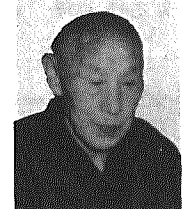


昭和五十五年度 村政功勞(徳行)者決まる

去る十月十七日、開かれた村の褒賞審査委員会では、昭和五十五年度の村政功勞者及び徳行者を次の個人と団体を選び表彰することを決めました。いずれも、村政発展に貢献された方や、福祉、教育振興のために多額な浄財を寄贈されるなど徳行のすぐれた方々です。表彰式は、十一月三日の文化の日に静閑荘で行われ、村長から表彰状や感謝状に添えて、記念品が贈られそれぞれの功績を讃えることになっていきます。



▽鈴木 茂さん (橋 本)

社会教育振興のため、多額な浄財を寄附され、社会教育の充実と発展に貢献されました。

▽田中 勝衛さん (和納六区)



永年にわたり、消防団業務に精励されるとともに、消防団幹部としても活躍、消防行政の発展と団の充実に大きく貢献されました。

▽故 荒川 清さん (弥彦村)



昭和四十七年から八年余にわたり、広報「いわむろ」の点訳奉仕を続けられ、障害者福祉に貢献されました。

▽田中 一郎さん (間瀬四区)



村行政振興のために、多額の浄財を寄附され、村勢の伸張に貢献されました。

▽山上 佐二郎さん (夏 井)



永年にわたり、消防団業務に精励されるとともに、消防団幹部としても活躍、消防行政の発展と団の充実に大きく貢献されました。

▽小林 千里さん (橋 本)



多年にわたる交通安全協会支部活動が認められ、全日本交通安全協会より、交通安全章、緑十字銅章を受賞されました。

▽高島 正四郎さん (岩 室)



公民館の完成記念として、自筆の絵画を寄贈され、施設の文化的環境充実に貢献されました。

▽金子 佐さん (原 一)



永年にわたり、保健衛生事業に尽瘁され住民の健康増進の普及向上に貢献されました。

▽高柳 喜平さん (東京都)



社会福祉充実のために多額の浄財を寄附されるなど村の福祉向上に貢献されました。

▽筒井 津一さん (巻 町)



越後七浦観音境内の環境整備のために多額の浄財を寄附されました。

▽佐藤 巖さん (岩 室)



永年にわたり、村職員として奉職、地方自治の振興と村政発展のために大きく貢献されました。

▽五十嵐 千枝さん (間瀬三区)



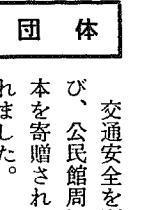
永年にわたり、村職員として奉職、地方自治の振興と村政発展のために大きく貢献されました。

▽阿部 茂さん (和納一区)



永年にわたり、村職員として奉職、地方自治の振興と村政発展のために大きく貢献されました。

▽巻ライオンズクラブ (会長 渡辺 修さん)



交通安全を願って、交通安全標語塔一基、及び、公民館周辺の環境美化のために桜樹三十六本を寄贈されるなど、村内の環境整備に貢献されました。

団体

文化の日に寄せて

教育長 木村 要

十一月三日の文化の日は、祭、国民体育大会などの行事がここの祝日にちなんで行われる。既に三十二年を経過した。この日は旧明治節と同じであるが、その趣旨は昭和二十一年のこの日に公布された新憲法の戦争放棄を愛し、文化をすすめることをそのねらいとして、文化勲章の授与のほか、芸術

人間が学習によって、社会から習得した生活の仕方の総称。衣食住をはじめ技術、学問、芸術、道徳、宗教など物心両面にわたる生活形成の様式と内容を含み、と定義している。この定義は、現代の社会に適用する規定と同義である。即ち人類学では、文化とは、人間が他の動物とも共有する純生物学的行動以外の生活行動の総体をさす。つまり人間の生活の仕方のうち、学習によってその社会から習得した行動様式全体を文化と考えている。単に教養とか文芸といった意味で用いているのではない。しかし、この概念はすでに明治三十一年頃英国の人類学者タイラーが文化として、知識が文明とはとして、知恵、信仰、芸術、道徳、法律、習慣その他、人間が社会の成員として獲得したあらゆる能力習性の複合的全体であると規定しているといわれている。以上により、おぼろげな

母と子の会話

子どもの「うそ」には、大人の場合と違って、無意識に——気持ちの上ではごく自然に言っている場合があります。「うちの父さんは、アフリカに猛獣狩りに行ったよ。ゾウを捕まえてきたよ。」

話が高してくると、夢と現実の区別がつかなくなり、他人が迷惑をこうむるような「うそ」が分かります。また、他人の注意を引こうとするような場合がそれです。また、「うそ」を言う場合もありません。

こういう子どもには、まだ「うそ」に対する罪悪感がありませんから、一方的にしかりつけるのは考えものです。「うそ」をついていると、やがて本当のことを話しても信じてもらえないことなど、よく話して聞かせるのがよいでしょう。

うそ 子供の心理状態を見抜こう

一方、しかられるのを恐れてつく自己防衛的な「うそ」からみえ、張つてゆく「うそ」もありません。「意識的なうそ」です。

「手あつた？」

「ああ、他人が迷惑をこうむるようなうそ」

「特に、集団生活の約束ごとや決まりなど社会規範と法律に触れるような場合には、厳しく叱る必要があります。」

しかし、他人に迷惑がからず親子の間で済みますとができるようなうその場合は、うそをついていると気づいても、しつこく追及しないで、だまされたふりをして、うそをいってよい場合もあります。

子どもにしてみれば、軽い気持ちから出たものかわらず、いつ手を洗ったのか、などとさらに問いつめると、反抗心も手伝わうそがうそを押し通そうとすること。